24 日 獣 発 第 181 号
平 成 24 年 9 月 20 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

平成 24 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、平成 24 年 9 月 10 日付け 24 消安第 3025 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

このたびの通知は、①昨年度我が国の家きん飼養農場においては、幸いにして高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という）の発生はなかったものの、今年に入ってからも中国、台湾、ベトナム等

我が国の近隣諸国では、本病の散発的な発生が認められていること、②「平成 22 年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」においては、「渡り鳥等の野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性が高く、更に、国内への侵入ルートは複数存在した可能性がある」等と指摘されているところであり、こうしたことからも、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられることから、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場への本病ウイルス侵入の防止及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すよう、各都道府県知事宛に通知した旨、了知するとともに、本会宛てに円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。あわせて、家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等へ周知と適切な対応がとられるように指導する旨を依頼されております。

記

1　家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

2　野鳥及びねずみ等の野生動物対策について

3　早期通報の再徹底について

4　適確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

5　本病に関する情報の共有について

6　低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

7　野鳥のサーベイランスの強化について

以上

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当 笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４消安第３０２５号
平成２４年９月１０日

社団法人　日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24. 9. 12
第 364 号

写

24消安第3025号
平成24年９月10日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、昨年改正した家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月１日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成23年９月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や野鳥の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

昨年度、我が国の家きん飼養農場においては、幸いにして本病の発生はありませんでしたが、本年に入ってからも中国、台湾、ベトナム等我が国の近隣諸国においては、散発的に発生が認められています。また、「平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」（平成23年８月30日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム取りまとめ。以下「中間取りまとめ」という。）においては、「渡り鳥等の野鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性が高く、更に、国内への侵入ルートは複数存在した可能性がある」等と指摘されているところであり、こうしたことからも、依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いものと考えられます。

つきましては、特に下記の事項に御留意の上、家きんの飼養農場への本病ウイルスの侵入防止及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期するようお願いいたします。

記

１　家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙１の飼養衛生管理チェック表に基づき確認し、行政手続法（平成５年法律第88号）又は家伝法に基づき、適切な指導をすること。なお、確

認の際には、必ず１名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式１により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙２のとおりとする）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第２の２の（２）の①の立入検査に代えることができるものとする。

2　野鳥及びねずみ等の野生動物対策について

中間取りまとめにおいては、渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、「ネズミ類については、ほとんど全ての農場で存在が確認されており、ウイルスを持ち込んだ可能性は否定できなかった」と指摘されている。これらのことを踏まえ、１の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止及びねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

3　早期通報の再徹底について

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の２第１項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう再度、指導を徹底すること。また、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、常日頃から飼養する家きんの健康観察を行うこと等を指導すること。なお、早期通報を徹底することを前提として、昨年度まで実施していた家伝法第52条の規定による死亡家きんの羽数に関する報告徴求は求めないこととする。

4　的確な初動対応の徹底及び連絡体制の再確認について

都道府県は、家きんの所有者等から上記３の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第４の規定に基づく対応が的確に執られるよう徹底すること。また、万が一の本病の発生に備え、防疫指針第２の２の（８）の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連絡体制の整備について改めて確認すること。

5　本病に関する情報の共有について

防疫指針第２の１の（１）の規定に基づき、農林水産省が提供する本病に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫措置に有用と考えられる動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に生産者、関係機関及び関係団体等に周知すること。

6　低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について

低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状をもたらさない場合が想定され得ることから、防疫指針第３の規定に基づき、無作為抽出の実施等適切に農場を選定した上で、定点モニタリングに加えて強化モニタリングを実施し、低病原性鳥インフルエンザの監視体制を強化すること。

7　野鳥のサーベイランスの強化について

別添のとおり環境省からの野鳥サーベイランスの協力依頼があったことから、防疫指針の第３の５の（２）のとおり、可能な限り各都道府県の自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力すること。

家きん農場における飼養衛生管理チェック表（平成24年度）

（別紙１）

○ 家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄	評価
・ 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□	
○ 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	**レ欄**	**評価**
（1） 衛生管理区域の設定はできていますか		
（2） 衛生管理区域出入口における措置		
① 衛生管理区域への人・車両の入場制限		
・ 衛生管理区域出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしていますか		
② 消毒設備の設置		
・ 消毒設備を設置し、消毒液を効果が減衰する前に交換していますか		
③ 入場車両・物品の消毒		
・ 入場車両の消毒を行っていますか		
・ 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□	
・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	□	
（3） 衛生管理区域専用衣服等の設置		
① 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置していますか		
② 交換前の衣服等の汚れが衛生管理区域専用の衣服等に付着しないような構造になっていますか		
（4） 家きん舎出入口における措置		
① 部外者の入場制限		
・ 部外者の家きん舎への入場を禁止していますか		
② 家きん舎専用の靴の設置等		
・ 家きん舎ごとに専用の靴を設置していますか		
・ 家きん舎外の汚れが家きん舎内に持ち込まれないような構造になっていますか		
③ 消毒設備の設置		
・ 家きん舎ごとに消毒設備を設置し、消毒液を効果が減衰する前に交換していますか		
・ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去１週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□	
・ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□	
（5） 器材等の洗浄・消毒		
・ 衛生管理区域へ持ち込まれる器材等を洗浄又は消毒をしていますか		
・ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去２月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□	
○ 衛生管理区域の衛生状態の確保	**レ欄**	**評価**
・ 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□	
・ 空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	□	
（1） 家きん糞の処理		
① 未処理の家きん糞を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に車両の消毒を行っていますか		
② 運搬車両からの家きん糞のこぼれ防止及びホコリの飛散防止をしていますか		
○ 野生動物からの病原体の侵入防止	**レ欄**	**評価**
・ 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	□	
（1） 飲用水の汚染防止		
・ 新鮮な水道水又は消毒した水を使用していますか（貯留したままにすると塩素濃度が低下します）		
（2） 飼料の汚染防止		
・ 飼料の保管場所付近にこぼれ餌がないよう清潔にしていますか		

・ 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	□	
(3) 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか		
① 家きん舎		
② 袋詰め飼料等を保管する倉庫(※)		
③ 鶏糞処理施設(※)		
④ 防鳥ネットの網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものを使用していますか		
⑤ 防鳥ネットは、上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか		
⑥ 防鳥ネットと屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか		
・ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行つている。	□	
・ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行つている。	□	
(4) 家きん舎入場後の閉扉		
・ 家きん舎の中に入ったら、直ちに扉を閉めていますか		
(5) ねずみの駆除		
① 防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか		
② ねずみの侵入経路を確認し、侵入防止措置を講じていますか		
○ 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄	評価
・ 家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□	
(1) 家畜保健衛生所等への連絡		
・ 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡していますか		
(2) 埋却、焼却又は化製処理の準備はできていますか		
・ 毎日、飼養する家きんの健康観察を行つている。	□	
(3) 導入家きんの健康確認		
・ 導入家きんの健康状態を確認していますか		
(4) 死亡家きんの取扱い		
① 死亡家きんは、毎日取り出し、その羽数を記録していますか		
② 死亡家きんの羽数が多い場合には、直ちに家畜保健衛生所に届け出ていますか		
(5) 適正な飼養密度		
・ 適正な飼養密度で飼養していますか		
・ 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	□	
(6) 出荷家きんの引渡し		
・ 家きんを出荷する際に、使用する物品の洗浄又は消毒をしていますか		
○ 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄	評価
・ 衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□	

注1：レ欄のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。レ欄には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況を記載して下さい。

注2：評価欄については、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（行う必要がない）のいずれかを記載して下さい。

注3：※の項目については、×の場合であっても、要指導農場とはしないで下さい。

（別紙２）

家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認・報告及び指導の徹底について

1　目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2　対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。

3　確認の方法

別紙１の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。なお、確認の際には、必ず１名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。

行政手続法又は家伝法に基づき、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

4　報告の方法

様式１による飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛（kokunai_boeki@nm.maff.go.jp）に電子メールにより提出すること。ただし、本年７月１日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができる。

5　報告の期限

平成24年11月30日（金）

6　その他

（１）４により提出された飼養衛生管理状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。

（２）行政手続法に基づく指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の５の規定による指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の６第1項の規定による勧告）等を検討すること。

飼養衛生管理基準遵守状況調査に係る結果報告書

（県名）

（様式1）

（単位：戸）

		農場数（①+②+③）	①行手法に基づく指導を行った農場数（※1）			②指導が不要であった農場数	③未確認の農場数（※2）	（※1）改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を記載してください。改善済みの項目は○、改善指導中の項目は●など、分かるように記載してください。	（※2）未確認の農場の調査実施時期及び改善指導中の農場の改善見込み時期
				うち、改善済み	うち、改善指導中				
鶏（採卵用）	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
鶏（肉用）	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
鶏（卵用種鶏）	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
鶏（肉用種鶏）	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
あひる	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
うずら	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								

（県名）

（様式1）

（単位：戸）

		農場数（①+②+③）	①行手法に基づく指導を行った農場数（※1）			②指導が不要であった農場数	③未確認の農場数（※2）	（※1）改善指導の内容 具体的な指導の内容及び戸数を記載してください。改善済みの項目は○、改善指導中の項目は●など、分かるように記載してください。	（※2）未確認の農場の調査実施時期及び改善指導中の農場の改善見込み時期
				うち、改善済み	うち、改善指導中				
きじ	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
ほろほろ鳥	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
七面鳥	1,000羽以上								
	100～1,000羽未満								
だちょう	10羽以上								
	計	0	0	0	0	0	0		

（備考）
1　鶏については、飼養形態（卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏）毎に分類すること。複数の飼養形態で飼養している農場は、主たる飼養形態でカウントすること。
2　平成24年7月以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えない。

環自野発第120907001号
平成２４年　９月　７日

農林水産省　消費・安全局長　殿

環境省自然環境局長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成２０年度に作成し、昨年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及び関係機関への周知に御配慮を賜りますようよろしくお願いします。

環自野発第120907001号
平成２４年　９月　７日

各都道府県鳥獣行政担当部局長　殿

環境省自然環境局
野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、平成２０年度に作成し、昨年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしくお願いします。

１．野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

２．高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

３．関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

写

環自野発第120907001号
平成２４年　９月　７日

農林水産省　消費・安全局長　殿

環境省自然環境局長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、当省では、平成２０年度に作成し、昨年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県あて通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき特段の御協力及び関係機関への周知に御配慮を賜りますようよろしくお願いします。

写

環自野発第 120907001 号
平成２４年　９月　７日

各都道府県鳥獣行政担当部局長　殿

環境省自然環境局
野生生物課長

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

平素より、自然環境行政の推進に御協力を賜り、感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる１０月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしております。

つきましては、平成２０年度に作成し、昨年９月に改訂を行った「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項に関して、ご協力、徹底方よろしくお願いします。

１．野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

２．高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

３．関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等との連携の他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。